



## 令和5年度及び令和6年度呉市介護保険事業（サービス勘定）特別会計の消費税未申告による納付の遅延に伴う無申告加算税の発生について

呉市介護保険事業（サービス勘定）特別会計の消費税の申告及び納付が遅延したことにより、無申告加算税が生じることが判明いたしましたのでお知らせします。

### 1 概要

呉市介護保険事業（サービス勘定）特別会計（以下「本特別会計」といいます。）については、インボイス制度（適格請求書等保存方式）の開始時である令和5年10月から適格請求書発行事業者に登録していました。

これにより、本来であれば、令和5年度分及び令和6年度分について、課税売上高にかかわらず、それぞれ翌年度の9月30日までに消費税の申告及び納付を行う必要がありましたが、各年度の申告及び納付を行っていないことが令和7年9月24日に判明しました。

その後、継続的に呉税務署へ相談を行いながら、12月18日に本則課税方式により確定申告を行いました。12月25日に呉税務署から簡易課税制度の選択に係る届出を行っているため、申告方式に誤りがあるとの指摘を受け、令和8年2月25日に修正申告を行うとともに消費税を納付しました。

なお、令和6年度分については、期限を過ぎて申告を行ったことに加え、当初の申告額と修正申告額の差（増額部分）が大きくなったことで、無申告加算税が生じることとなりました。

### 2 影響

#### (1) 令和5年度

課税期間	令和5年10月1日から令和6年3月31日まで
申告及び納付期限	令和6年9月30日
消費税納付額	48,200円

#### (2) 令和6年度

課税期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
申告及び納付期限	令和7年9月30日
消費税納付額	44,283円
無申告加算税額※	27,500円

※ 確定申告の期限内に消費税の申告を行わなかった場合や期限を過ぎてから申告書を提出した場合に課されます。なお、延滞税の支払は生じない見込です。

### 3 原因

インボイス制度の開始時に適格請求書発行事業者に登録したにもかかわらず、制度の理解が不十分であったことから、適格請求書発行事業者に登録しているときは課税売上高が少額であっても法令上申告の義務があることに気付かなかったこと、また、課内においてマネジメントを行う立場の管理職等においても理解ができていませんでした。

また、平成26年度に簡易課税制度を選択して届け出ていたにもかかわらず、簡易課税方式の届出をしていることを認識せず、制度を十分理解できていない状態のまま、本則課税方式により申告してしまいました。

### 4 今後の対応

今後は、呉税務署から送付された納付書により速やかに納付を行う予定です。

### 5 再発防止策

制度改正などで手続等が大きく変わった場合には、担当者のみならず、所属長やグループリーダー等複数名で関係法令等を適切に確認し、相互に理解した内容を確認し合いながら、適正かつ確実な事務処理を行うことで、再発防止に努めます。

また、本件を機に、今までの届出の経緯や申告期限などを本特別会計に関するデータを保存している共有フォルダに記録し、毎年度、担当者が確認するよう取組みます。